

入札等に関する有識者会議（令和5年度 第1回）議事要旨

【抽出事案の選定理由について】

渡部委員より、令和4年8月から令和4年11月までの発注工事から抽出した事案3件と、その抽出理由について説明があった。

■各案件の抽出理由

(No.1) 公共下水道管理設工事（枝線）第7工区

- ・通常、枝線工事は価格競争が激しいが、今回のこの工事は「技術者の配置ができない」「工事費内訳書の小計不一致」等の理由により入札無効者が生じた結果、予定価格100%の入札者が落札に至った点に着目して、ケース抽出した。

(No.2) 河東町八田配水管布設替工事

- ・水道設工事では落札率が高くなる傾向がある。また、非常に似通った金額での入札であった点に着目して、ケース抽出した。

(No.3) 城前団地更新住宅第4棟新築工事

- ・総合評価方式による工事であり、かつ低入札価格調査制度の適用があったという点に着目して、ケース抽出した。

【抽出事案に係る説明及び確認】

○No.1 公共下水道管理設工事（枝線）第7工区（設計施工：上下水道局下水道設課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料1）。

○渡部委員による抽出論点に関し、事務局より次のように説明。

- ・本工事の入札の経過として、開札の結果、日新建設株式会社が第一落札候補者となったが、同社は同日開札の「溢水対策事業 蟹川堀川水路整備工事」（契約金額4,520万5,600円）を落札しており、そちらに技術者を配置するため、本工事について辞退があった。
- ・第一落札候補者が辞退した場合は、通常、次に入札金額の低い「有限会社佐藤建機興業」が繰り上がるが、その時点で佐藤建機興業の工事費内訳書の誤りが判明していたため、「株式会社広大」が落札候補者となった。ところが、同社も技術者配置ができないという理由で辞退があった結果、「株式会社飯豊産業」が落札者となった。
- ・予定価格については、公共工物品確法の規定により、公共工事の担い手を中長期的に育成確保するための適正な利潤が確保されるよう、市場実態を的確に反映した積算による予定価格の設定が発注者の責務として位置づけられており、本市においても、直近の県の積算基準等に基づいた設計・積算を行い、予定価格を設定している。
- ・落札者である株式会社飯豊産業による入札額は、予定価格と同額ではあったが、施工条件等を踏まえ、自らの経営判断の下で積算し、応札したものと推察している。
- ・飯豊産業から提出された工事費内訳書についても、適切に積算されていたことを確認したこ

とから、落札決定し、契約した経過にある。

・なお、主要6工種（土木一式、建築一式、電気工事、管工事、舗装工事、水道工事）における予定価格と同額での入札の状況は、次のとおりである。

・令和3年度：184件中9件（うち、契約に至ったものは7件）

・令和4年度：160件中12件（うち、契約に至ったものは3件）

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 落札者である株式会社飯豊産業は、適切に技術者を配置することはできたのか。	○技術者は適切に配置され、竣工した。
② 日進建設株式会社が当日の入札の結果として技術者配置が困難となったという理由は納得できるが、株式会社広大は入札前から技術者配置が困難なことは明らかだったのではないか。	○株式会社広大の辞退理由は「技術者配置が困難」と聞き取りにとどまっており、その背景の確認までは至っていない。
③ 株式会社広大についても、応札額を見ると本気で落札を狙っているとは思えない。県の公共工事において予定価格の漏洩などによる事件があり、予定価格を事後公表とすることが本当に良いことかどうかわからないが、少なくとも予定価格と同額の入札が行われるというのは、予定価格の事前公表による影響である。非常に悩ましいところではあるが、今後行われる予定価格の公表時期調査も含め、他の市で何か工夫していることがあれば是非研究していただきたい。	○公告時期について、現在は毎週月曜日に公告を行い、翌週の水曜日ないし木曜日に開札する、というサイクルで、業者に対し周知をしている。施工時期の集中を避ける観点から、週間の発注件数を10件程度に納めることができるよう、施工担当課と調整を行っている。施工時期・発注時期の平準化にも取り組んでいるとこ
④いくつかの案件をまとめて開札するのだけれど、入札時期をずらすことはできないのか。	

<p>⑤工事費内訳書の積算ミス（計算ミス）の部分で、救済する方法はないのか。</p> <p>⑥なぜ、落札する気が無いのに入札するのか。 →（別委員より発言）下水道の枝線は競争が激しいので、年度当初は最低制限価格を下回る入札が続出する。本当に落札意思のある業者は最低制限価格近辺での入札を行い、結果的にその価格を下回ること失格となるが、一方で「今回は手持ち工事があるし、配置技術者も余裕があるから、今回は設計金額程度で入れてみようか。」というような感じで入札する業者が存在する、ということだと推測している。</p> <p>⑦工事費内訳書は、システムで自動計算されないのか。</p> <p>⑧市が様式として指定している工事費内訳書のエクセルシートに自動計算式は設定されているのか。</p> <p>⑨エクセルシートに自動計算式をあらかじめ設</p>	<p>ろだが、予算が単年度ということもあり、道半ばの状況である。</p> <p>○工事費内訳書の積算ミス（計算ミス）が散見される状況であるが、適正に積算されているか確認することは重要と認識している。工事費内訳書の積算ミスがあった業者に対しては、入札後にミスのあった箇所を個別に助言している。</p> <p>○工事費内訳書の様式は、市でエクセルを用いて作成してホームページに掲載しており、その様式により提出するよう指定している。各業者は、設計書に照らしながらそのエクセルシートに金額を入力しており、その入力作業時にミスが生じるものと考えている。</p> <p>○市では、ホームページ掲載の段階ではエクセルシートに自動計算式は設定していない。各業者がシートをダウンロードした後に自ら計算式を設定して金額を入力し、提出することは可能である。</p> <p>○検討するが、入札業者に対し過度に「手取り・</p>
---	---

定しておき、その部分に保護をかけるなどして公表することはできないか。

⑩「工事費内訳書の計算ミス」という点はこれまでもこの会議の中で取り沙汰されているが、具体的にどのようなミスが生じるのか。

⑪軽微な計算誤りを救済する方法はないのか。
仮に本件入札において軽微な計算誤りを救済する措置があれば、200万円以上も安価な価格を提示した業者が落札できたことになる。

足取り」になってしまうことは避けたいと考えている。

○（具体的な計算ミスの事例を回覧）端的に申し上げると、足し算のミスである。

○工事費内訳書について説明すると、見積能力のない業者の参入を防止するため、法律上、入札申し込みの際には金額の内訳を記載した書類を提出する必要があり、その点を踏まえ、本市においても工事費内訳書の提出を求めているところである。工事費内訳書は各自治体で任意に様式を作成しているが、本市では内訳書の一部に詳細な記載を求め、適正に積算されているか確認している。

○今、事務局の説明の中で見積能力という言葉があったが、入札制度で求められている「見積能力」とは、その工事にあたって要求される品質、或いは数量等といった点を適正に見積もる能力を指すものと理解している。その点を踏まえて、今回のような足し算のケアレスミスということが、制度が求める「見積能力」をどの程度左右し、どの程度重要な位置づけにあるのかというのが問いの立て方だと思う。本市では、その点も「見積能力の一つ」として位置付けてきたが、毎年有識者会議でご指摘がある中で、今申し上げたような問いの立て方を踏まえ、もう一度、原点に立ち返り、これが「見積能力」を図るための重要な要素なのかという点を改めて検討させていただきたい。

○No.2 河東八田配水管布設替工事（設計施工：上下水道局上水道施設課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○渡部委員による抽出論点に関し、事務局及び工事担当課より次のように説明。

【事務局】

- ・水道施設工事については、令和2年度の有識者会議において、他工種の工事に比べて平均落札率が高い水準にあるとの指摘を受け、建設業者へのヒアリングを含めて調査を実施した。
- ・この調査の結果、本市の水道施設工事の落札率が高い背景には、鑄鉄管をはじめとした資材費の設計単価と実際の購入単価の差がないことや、施工の難易度の高さがあり、加えて、入札参加者が少ない要因としては専門的な技術者の不足があるものと考えられる旨を令和3年度の有識者会議に報告した経過にあり、その状況に大きな変化はないものと考えている。

【上下水道局上水道施設課】

- ・本工事の施工場所は、山上の排水池から麓までの急傾斜地に配水管を布設替する工事であり、他工事に比べ、施工条件は厳しいものであったと考えている。
- ・また、本工事には「計装設備設置工」が含まれており、この部分は専門業者を下請けとせざるを得ないため、元請業者が利益を出しにくく、応札業者の積算に影響したのではないかと考えている。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 「計装設備設置工を下請けに出さざるを得ないことから、業者が利益を出しにくい構造」との説明があったが、計装設備設置に関する工事のコストは、落札価格2,860万円のうち概ね何割程度を占めるのか。	○概ね一割程度とみられる。
② やはり、施工条件が急傾斜地であることが要因としては大きいということか。	○要素としては大きい。
③ この配水管の布設替工事では、施工期間中は地区に断水は発生したのか。	○地区に断水は発生していない。既設水道管を使用しながらその脇に新たな管の布設を行う。本工事に限らず、水道管の布設替工事の際、基本的に断水は発生させない。
④ 応札できなかった2者が同額で入札しているのはなぜか。工事の時期や工事の難度、工	○最低制限価格近くに応札してくる、というケースは少ない印象を受ける。結果的に同額での入

<p>種から、このような入札結果が生じやすいという理解で良いか。</p> <p>⑤「資材が高い」又は「技術者が足りない」という点で言えば、これは入札時期をずらしても状況はあまり変わらないということか。</p> <p>⑥ 今後、水道管老朽化対策としての布設替工事は増えていくのだと思う。そういった中で、今後受け皿となる業者が減少していくことで入札が成立しなくなる等の懸念があると考えている。</p>	<p>札となったことについては、それぞれの業者の経営判断と積算によって生じた結果と捉えている。</p> <p>○この入札は令和4年8月に行われたものだが、前月7月には水道施設工事13件発注が行われ、全て落札となっている。このため、各業者とも手持ち工事がそれなりにあったものと推測する。</p> <p>○技術者が減っていくという点は、水道局側としても認識している。そういった中で対応していくために、新しい発注方式や制度で対応していくという状況である。例としては、デザインビルド方式があるが、これは設計と施工を同時に発注することで、受注者の裁量を増やし、工事の自由度を上げることで受注しやすい環境をつくっていくもの。また、国では、ウォーターPPPとして官民連携のもとで施工と維持管理を一体として事業を進めることを推進する動きになっている。これらの新しい動き等を研究しながら、受注しやすい環境を整えていきたいと考えている。</p>
--	--

○No.3 城前団地更新住宅第4棟新築工事（設計施工：建築住宅課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○渡部委員による抽出論点に関し、事務局より次のように説明。

最低制限価格制度は、入札価格が最低制限価格を下回った場合、自動失格させる制度。通常の制限付一般競争入札は、価格競争で入札価格のみを評価するものであり、最低制限価格制度の採用に何ら問題はない。一方で、総合評価方式は、価格と、価格以外の2つの要素により落札者を決定するものであり、その趣旨から総合評価方式では最低制限価格制度を採用ができない。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 調査基準価格と失格基準価格は、予定価格に対して何割という算出方法になっているのか。</p> <p>② 低入札価格調査の調査表において、「この内容なら調査基準価格を下回っていても、大丈夫だ」という判断はどのように行っているのか。</p> <p>③ 加算点の配点は、市の方で決定しているのか。また、個々の業者の得点はどのように採点しているのか。</p> <p>④ この「加算点」には地域貢献なども配点項目に含まれていると記憶しているが、内容はどのようなものか。</p>	<p>○調査基準価格については、それぞれの工事ごとに直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に率合を乗じて算出しているが、詳細については非公表としている。</p> <p>○低入札価格調査は、調査要領に基づいて行う。調査内容は12～13項目あり、受注予定者に資料を提出させた後、ヒアリングを行う。基本的に最も重視するのは工事費内訳書の内容であり、受注予定者が積算した工事費内訳書の直接工事費と、市が積算した直接工事費を比較し、不当に安価な積算を行っていないか、また、下請業者にしわ寄せがいくような積算になっていないか等を調査する。今回の工事においては、直接工事費の面では市の積算と遜色のない数値であった。91%程度の落札率となっているが、その差額は一般管理費によるコストダウンが図られていることが主要因であることが確認できたので、適切な施工は可能と判断した。</p> <p>○加算点の配点については、落札者の決定基準として、配点項目を公告時に公表している。得点の審査は、関係課長と学識経験者により構成される総合評価技術審査会を開催し、審査を行う。</p> <p>○加算点は、大きく「企業の実績・取組に関する評価」と「施工計画に関する適切性・技術提案に関する評価」の2つに大別される。</p> <p>「企業の実績・取組に関する評価」には「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」「企業の地域社会に対する貢献度」の項目が含まれ、合わせて6点の配点となっている。</p> <p>一方、「施工計画に関する適切性・技術提案に</p>

<p>⑤技術面での配点が高いということか。</p> <p>⑥この総合評価方式では、技術評価点を入札価格で割るという方式が一般的なのか。他の方法はないのか。</p> <p>⑦総合評価方式で行う工事とは。</p> <p>⑧予定価格1億5千万円以上の工事であっても、総合評価方式を採用しない工事もあるということか。</p>	<p>関する適切性」は、合わせて14点の配点となっており、加算点の合計は20点満点となっている。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○本市では加算方式を採用しているが、他自治体では減算方式を採用している例もある。技術評価点を入札価格で割る以外の方法の詳細等については、次回までに確認して回答する。</p> <p>○総合評価方式の対象となるのは、予定価格1億5千万円以上かつ、技術的な工夫の余地が大きい工事である。</p> <p>○予定価格1億5千万円以上で総合評価方式を採用しなかった工事は、過去に1件のみである。具体的には、鶴ヶ城の屋根改修工事(往時の天守閣再現事業若松城改修工事_H21)であり、技術的な工夫の余地がなかったことによる。それ以外の工事で予定価格1億5千万円以上のものは全て総合評価方式を採用している。</p>
--	---

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和4年度に契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況等について報告（資料3、資料4、資料5）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 入札不調の状況のうち、「失格・無効等」の値は令和3年度では1件のみであったが、令和4年度では9件と大幅に増えている。この「失格・無効等」とは、応札者全員が失格か無効になり、入札自体が取りやめになったものの数ということか。</p>	<p>○お見込みのとおりで、全者失格又は全者無効だったものの件数である。令和4年3月から最低制限価格の率合を変更している。一般管理費の計算割合を55%から68%に変更しておりその点が失格件数の増加に影響を与えている可能性もある。</p>

【予定価格の公表時期に関する調査の実施について】

予定価格の公表時期に関する調査の実施について報告（資料6）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 東北地方には、会津若松市の類似団体が無いということか。</p> <p>②会津若松市と同じような運用をしているところがあると思うので、できれば大都市に近接した自治体ではなく、地方にある都市であって予定価格を事前公表している自治体に対し、会津若松市のように入札の競争が激しく、多くの応札者が最低制限価格を下回って失格となり、予定価格近辺で入札した業者が落札してしまうようなケースが年間何件くらいあるのか、という点を聞いてみても良いのではないか。11月まで時間があるので、1～2か所の自治体に対し電話で聞いてみてはどうか。</p> <p>③まずは集計結果を見て、追加的・補助的に確認する項目は次回の会議で検討することとしてはどうか。 → 出席委員 了</p> <p>④今回の調査に回答協力いただいた自治体には集計結果をフィードバックしていただきたい。</p>	<p>○東北地方にはなかった。</p> <p>○結果を見て、回答のあった自治体に聞き取りが可能であれば聞いてみたいと考えている。</p> <p>○回答のあった自治体には、今回の集計結果はフィードバックすることとしたい。</p>

【その他】

- 次回の抽出事案の担当は、石塚委員とする。
- 令和5年度第2回の会議は11月の開催を予定。